

◎新潟県告示第779号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成28年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成28年6月28日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 有限会社山芳工業 取締役 山田 芳秋
- 3 主たる営業所の所在地 五泉市川内347
- 4 許可番号 新潟県知事（般-26）第12975号
- 5 処分の内容
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
  - (2) 停止を命ずる期間 平成28年7月13日から平成28年7月15日までの3日間

6 処分の原因となった事実

有限会社山芳工業の取締役は、平成26年12月7日、五泉市川内字上川原847番丑の土地において、廃棄物である木くず等約0.496立方メートルを焼却した。この件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、平成27年3月30日に新津簡易裁判所から、罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。